

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都大田区仲池上一丁目19番16号

氏名 三友運輸株式会社  
代表取締役 櫻井 和彦廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項  
第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和元年10月8日

許可の有効年月日 令和6年10月7日

## 1 事業の範囲

(1) 業の区分: 収集運搬(保管・積替えを含む。)

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類

(石綿含有産業廃棄物を含む。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(以上9種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず(いずれも廃バッテリー、廃電源盤に限る。)

(以上2種類)

## 2 積替え保管施設

施設所在地: 東京都大田区仲池上一丁目19番16号

保管・積替え面積: 760.47㎡

最大保管高さ: 2.5m

産業廃棄物の種類	保管量
廃プラスチック類、金属くず(廃バッテリーに限る。)	直置き : 33.3m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、金属くず(廃電源盤に限る。)	直置き : 45.0m <sup>3</sup>
保管量合計	: 78.3m <sup>3</sup>

## 3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として9時から16時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入及び搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成11年10月8日 新規許可

令和元年10月8日 更新許可 第4回

令和元年10月8日 変更許可 品目の追加(汚泥)、限定の解除(廃油)

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

